広島市告示(東区)第７８号

令 和 ８ 年 １ ０ 月 ６ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和６０年広島市条例第９８号)第１１条第２項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　　一　實